

移住支援金申請要件セルフチェックシート

※本シートは移住支援金の交付申請書類ではありませんのでご注意ください

(1) 移住元の要件・・・下記のいずれにも該当

- 直近10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住または通勤している
- 直近1年間、東京23区内に在住または通勤している
- (上記において東京23区内に通勤している場合) 通勤期間中の居住地は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうちいずれかである(ただし条件不利地域を除く)

※詳細は「仙台市移住支援金申請の手引き」の「3.1 移住元に関する要件」をご確認ください

<直近10年間における東京23区内の在住・通勤期間>

(例)

時期 (※)	居住地 (※)	勤務先	勤務地	(23区以外からの通勤の場合) 雇用保険の適用	算入可能期間
2015.6.1 ~2023.6.30	東京都港区	株式会社〇〇〇	東京都千代田区	<input type="checkbox"/>	8年1ヵ月0日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
				<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
	宮城県仙台市			<input type="checkbox"/>	年 ヵ月 日
合 計					約 年 ヵ月

※住民票の除票の写しや戸籍の附票の写し等で確認できる日付・居住地

(2) 移住先の要件・・・下記のいずれにも該当

- 移住支援金の申請時において、仙台市に住民票を移して1年以内である
※令和6年3月31日以前に転入した場合、住民票を移して3か月以上1年以内である
- 移住支援金の申請後、5年以上継続して仙台市に居住する意志がある

(3) 就業・起業の要件・・・下記のいずれかに該当

- 一般の就業（「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている【移住支援金対象】求人に新規就業した）
- 専門人材の就業（プロフェッショナル人材事業（宮城県では「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点」事業が該当する）または先導的人材マッチング事業を利用して就業した）
- テレワーク（自己の意思により移住し、仙台市を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行う）
- 起業（「みやぎ UIJ ターン起業支援補助金」の交付決定を受けた）

以 上